

第1章 評価の方法等

1 評価の目的

「国の研究開発評価に関する大綱的指針」、「国土交通省研究開発評価指針」に基づき、外部の専門家による客観性と正当性を確保した研究評価を行い、評価結果を今後の研究の目的、計画の見直し等へ反映することを目的とする。

2 評価の対象

令和7年度開始予定の研究課題7課題を対象に事前評価を行った。評価対象の研究課題は、部会ごとに以下のとおりである。

第一部会

- ・災害被害等の軽減に資する水道・下水道施設の機能復旧に関する研究（事前評価）
- ・地域特性の変化に適応するフレキシブルな水道・下水道技術に関する研究—能登半島地震からの復興計画をケーススタディとして—（事前評価）
- ・飲料水健康危機管理に係る浄水処理技術および給水装置の評価に関する研究（事前評価）

第二部会

- ・ガス成分分析技術を用いた建築材料の燃焼毒性評価に関する研究（事前評価）
- ・事務所ビル・学校等における適切な空気環境の確保と省エネ評価に関する研究（事前評価）

第三部会

- ・係留施設の地震後の即時利用や容易な応急復旧を可能とする新たな耐震設計法の開発（事前評価）
- ・ブルーインフラの広域的な環境への効果に着目した新たな評価手法の研究（事前評価）

3 評価の視点

[事前評価]

必要性、効率性及び有効性について、以下の観点を踏まえ、事前評価を行った。

【必要性】科学的・技術的意義、社会的・経済的意義、目的の妥当性等

【効率性】計画・実施体制の妥当性等

【有効性】目標設定の妥当性、新しい知の創出への貢献、社会・経済への貢献、人材の育成 等

総合評価は、以下の評価指標により行った。

- ① 実施すべき
- ② 一部修正して実施すべき
- ③ 再検討すべき

4 研究評価委員会分科会の開催

専門的視点からの評価を行うため、各分野の専門家で構成された国土技術政策総合研究所研究評価委員会分科会を開催することとし、第1回分科会を令和6年7月10日、第2回分科会を令和6年7月25日、第3回分科会を令和6年7月26日に開催した。なお、分科会の前に国土技術政策総合研究所研究評価所内委員会を開催し、評価対象の研究課題について、研究所として自己点検を行った。

研究評価委員会分科会においては、「国土技術政策総合研究所研究評価委員会分科会設置規則」に基づき、各部会を以下の委員により構成している。

第一部会	主査	里深 好文	立命館大学教授
	委員	鼎 信次郎	東京工業大学教授
	委員	齋藤 哲郎	(一社)建設コンサルタンツ協会技術委員会委員長 大日本ダイヤコンサルタント株式会社 取締役 専務 執行役員 技術本部長
	委員	関本 義秀	東京大学教授
	委員	田村 圭子	新潟大学教授
	委員	戸田 祐嗣	名古屋大学教授
	委員	中島 典之	東京大学教授
	委員	濱岡 秀勝	秋田大学教授
第二部会	主査	伊香賀 俊治	慶應義塾大学名誉教授 (一財)住宅・建築SDGs推進センター 理事長
	委員	太田 啓明	(一社)住宅生産団体連合会建築規制合理化委員会 副委員長 三井ホーム株式会社 技術研究所 所長
	委員	河野 守	東京理科大学教授
	委員	藤井 さやか	筑波大学准教授
	委員	松本 由香	横浜国立大学教授
	委員	水村 容子	東洋大学教授
第三部会	主査	兵藤 哲朗	東京海洋大学教授
	委員	岩波 光保	東京工業大学教授
	委員	富田 孝史	名古屋大学教授
	委員	野口 哲史	(一社)日本埋立浚渫教会技術委員会委員長 五洋建設(株) 取締役専務執行役員 土木本部長
	委員	二村 真理子	東京女子大学教授
	委員	山田 忠史	京都大学教授
	委員	横木 裕宗	茨城大学教授

(令和6年7月現在、主査以外五十音順・敬称略)

第1回分科会（令和6年7月10日）の評価担当部会は第二部会であり、伊香賀主査及び太田委員、河野委員、藤井委員、松本委員、水村委員にオンラインでご出席いただいた。

第2回分科会（令和6年7月25日）の評価担当部会は第一部会であり、里深主査及び田村委員、戸田委員、中島委員、濱岡委員にオンラインでご出席いただいた。

第3回分科会（令和6年7月26日）の評価担当部会は第三部会であり、兵藤主査及び岩波委員、富田委員、野口委員、二村委員、山田委員、横木委員にオンラインでご出席いただいた。

5 評価の進め方

各分科会では、以下のように評価を進めた。

- (1) 各研究課題について国総研より説明し、主査及び各委員と質疑応答を行う。なお、欠席の委員からは事前に意見を伺い、会議中に国総研より回答する。
- (2) 評価用紙の＜総合評価＞の評価指標（①実施すべき、②一部修正して実施すべき、③再検討すべき）を会議中に集計し、とりまとめとして主査が①～③のいずれかに決定する。
- (3) 会議後、主査及び各委員は評価用紙のコメント等を記載し提出する。

＜分科会委員が評価対象課題に参画している場合等の対応について＞

評価対象課題のうち、当該部分の評価は行わないこととする。また、主査が評価対象課題に参画している場合には、当該部分の評価を行う間、予め委員長が他の委員から指名する委員が、主査の職務を代理することとする。（該当なし）

6 評価結果のとりまとめ

評価結果は、審議内容、評価用紙に基づき、主査の責任においてとりまとめられた。

7 評価結果の公表

評価結果及び議事録は、本資料及び国総研ホームページにて公表することとした。議事録における発言者名は、「委員」、「国総研」等として表記した。